

次期「社会资本整備重点計画」の策定について

(社会资本整備審議会・交通政策審議会計画部会とりまとめ)

平成19年6月21日

～目次～

「次期『社会資本整備重点計画』の策定について」のポイント

はじめに	1
1. 社会資本整備重点計画の意義と評価	4
(1) 社会資本整備重点計画の基本的考え方	
(2) 現行の重点計画のフォローアップ	
2. 次期重点計画において対応すべき課題	6
(1) 人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展に対応した投資の推進	
(2) 東アジア地域の成長へ対応しつつ地域の活力を高める投資の推進	
(3) 増大する災害リスク等に対し、安全・安心な社会を形成する投資の推進	
(4) 環境や美しい景観の形成等に対する投資の推進	
(5) 社会資本ストックの老朽化等への対応	
(6) 情報通信技術の急速な進展を活かしたイノベーションの推進	
3. 次期重点計画の基本構成	11
(1) 次期重点計画策定にあたっての基本的視点	
(2) 将来の経済社会の具体的な姿の提示	
(3) 現行の重点目標分野の整理	
(4) 現行の重点目標の整理と新たな重点目標の設定	
① 「ハード対策と一体となったソフト対策による被害の軽減」	
② 「良好な景観の形成」	
③ 「ＩＣＴによる社会資本の高度化」	
④ 「計画的・効率的な維持管理や更新の推進」	
(5) 緊急性を有する事業の明確化	
① 「国際競争力の強化」と「地域活力の向上」において緊急性を有する事業	
② 「災害に強い国土づくり」において緊急性を有する事業	
③ 「子育て支援、バリアフリー社会の形成」において緊急性を有する事業	

④ 「地球温暖化の防止」において緊急性を有する事業

(6) より分かり易い身近な指標への改善

① 事業や施設間での連携による横断的指標の充実

② 身近な変化・改善を実感し得る指標の導入

③ ハード対策と一体となったソフト対策の指標の導入

(7) 重点的、効果的かつ効率的な社会資本整備に向けた取組の充実

① 公共事業の構想段階における計画策定プロセスの透明性・公正性の向上

② 事業評価の厳格な実施

③ コスト構造改革の推進

④ 公共調達の改革と新しい建設生産システムの構築

⑤ 価値の高い社会資本整備に向けた技術開発の推進

⑥ 民間能力・資金の活用

4. 国土形成計画の実現に向けた社会資本整備重点計画の推進

..... 2 1

(1) 国土計画と「車の両輪」としての社会資本整備

(2) 地方ブロックの社会資本の重点整備方針の策定

最後に 2 2

別表

次期「社会資本整備重点計画」における重点目標（案）・指標（案）等総括表（国土交通省検討案）

「次期『社会資本整備重点計画』の策定について」のポイント

(社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会とりまとめ)

1. とりまとめの位置付けとポイント

これまでの議論をとりまとめ、計画部会として提言するもの

- 成長力の強化と地域の自立・活性化に向け、「活力」をより重視
- 老朽化した社会資本ストックの増加に対応し、維持管理や更新を重視
- 早期に概成させる事業の明確化し、重点化をさらに進める
- 指標の改善等により重点計画の分かり易さをさらに向上させる

2. 次期重点計画において対応すべき課題

- 人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展に対応した投資
- 東アジア地域の成長に対応しつつ地域の活力を高める投資
- 増大する災害リスク等に対し、安全・安心な社会を形成する投資
- 環境や美しい景観の形成等に対する投資
- 社会資本ストックの老朽化等への対応
- 情報通信技術の急速な進展を活かしたイノベーションの推進

3. 次期重点計画の基本構成

- 将来（概ね10年後）の経済社会の具体的な姿の提示
〔長期にわたる社会資本整備を通して実現を目指すべき経済社会の姿を示す〕
- 重点目標分野を「活力」、「安全」、「暮らし・環境」に統合
新たに維持管理や更新などの「横断的な政策課題」を創設
- 新たな重点目標を追加
〔「ハード対策と一体となったソフト対策による被害の軽減」、「良好な景観の形成」、「ＩＣＴによる社会資本の高度化」及び「計画的・効率的な維持管理や更新の推進」〕
- 緊急性を有する事業の明確化
〔「国際競争力強化」、「地域活力の向上」、「災害に強い国土づくり」、「子育て支援、バリアフリー社会の形成」及び「地球温暖化の防止」の目標のなかで特に位置付ける指標〕
- 分かり易い身近な指標への改善
〔「事業や施設間での連携による横断的指標の充実」、地域指標など「身近な変化・改善」を実感し得る指標の導入」及び「ハード整備と一体となったソフト対策の指標の検討」〕
- 重点的、効果的かつ効率的な整備に向けた取組の充実
〔・構想段階からの住民参加など計画策定プロセスの透明性・公正性の向上
・CO₂削減効果の貨幣換算手法など事業評価の評価手法の更なる高度化
・VFM (Value For Money) 最大化に向けたコストの縮減
・入札・契約の透明性・競争性の向上等公共調達の改革
・コスト縮減、維持管理の高度化等に向けた技術開発
・民間能力・資金の活用〕

4. 国土形成計画の実現に向けた社会資本整備重点計画の推進

- 国土計画と「車の両輪」としての社会資本整備
- 地方ブロックの社会資本の重点整備方針の充実・強化

はじめに

我が国の経済社会を取り巻く環境は、内に目を向ければ人口減少・高齢化の進展、外に目を向ければ東アジア地域の急速な経済成長等、大きく変化している。また、自然条件については、大規模地震の恐れや気候変動に伴う、海面上昇や豪雨の増加等による災害リスクの増大が懸念されている。そのような時代において、我が国が、活力とチャンスと優しさに満ちあふれ、世界に開かれた「美しい国」であるためには、生産性を向上させ、成長力を強化することが不可欠であり、こうした環境の変化に対応しつつ、国民共通の投資として、積極的に未来を創り出していくための社会基盤を構築していくことが求められている。

社会资本整備重点計画（以下「重点計画」という。）は、限られた財源の中で、国民生活の向上や経済社会の発展に効果を上げ、また、国民の信頼を確保するため、「選択と集中」により、重点をおくべき社会资本整備の方向性や実施の効率化、透明性の向上等の取組を明らかにする役割を担っている。

このため、来年度策定予定の次期重点計画（計画期間：平成20～24年度）においては、内外の環境変化に対応しつつ、国民の要望に的確に応えた社会资本整備が行われるよう、以下の点について見直しを行うべきである。

第1は、成長力の強化と地域の自立・活性化に向け、「活力」をより重視することである。

長い停滞のトンネルを抜け出した我が国経済を中長期的に新たな成長へと引き上げていくためには、国全体、あるいは各地域において、経済成長が著しい東アジア地域の活力を積極的に受け止め、取り込んでいくことが不可欠である。また、東アジア地域は、既に我が国社会资本が有する規模・機能を凌駕し始めており、我が国の存在感を確保し、さらに高めていくためには、国際競争力をはじめとする成長力の強化と地域の自立・活性化を実現していくことが必要である。次期重点計画においては、経済成長の基盤となる国民生活の安全・安心を確保しつつも、「活力」に関する社会资本整備をより重視すべきである。

第2は、老朽化した社会资本ストックの急速な増加に対応し、維持管理や更新を重視することである。

高度経済成長期を通じ、社会资本ストックが蓄積されてきたが、建設後の年数が経過するにしたがい、今後、老朽化したストックの急速な増加が想定され、なかには、機能更新がなされなければ陳腐化等が進み、社会の要請に

応えられなくなることも危惧されている。厳しい財政状況の中、総合的なコスト縮減を図りつつ、必要な社会資本ストックを徹底的に活用していくためにも、改善という観点から行う改良再生や予防保全の考え方方に立った計画的・効率的な維持管理や更新を今まで以上に重視しなければならない。また、維持管理や更新費用をできる限り節約し、これから真に必要になる新たな社会資本整備に的確に対応していく必要がある。このため、次期重点計画においては、これまでにも増して積極的に「社会資本の計画的な維持管理や更新」に取組むことが不可欠である。

第3は、5年後の目標に加え、早期に概成させる事業を明確にし、重点化をさらに進めることである。

国民生活や産業活動の基盤を形成する社会資本の整備は、本来、長時間が必要とする。しかしながら、社会資本の本来の機能・効果を、厳しい財政状況の中においても、早期かつ十分に発現させ、また、関連する民間投資を誘発させていくためには、更なる重点投資を図ることが必要である。このため、次期重点計画においては、概ね10年後までに概成せる必要がある事業を明確にしていくべきである。

第4は、将来の経済社会の姿の提示や指標の改善により、国民に対し、計画の分かり易さをさらに向上させることである。

現行の重点計画は、重点目標の達成状況を指標によって把握しようとするものであるが、国民の視点に立てば、社会資本整備の結果、どのような経済社会が実現されるのか明らかにされていなかった。このため、次期重点計画においては、指標の更なる充実を図るとともに、国民が施策の成果を想像でき、改善を実感し得るよう将来の経済社会の姿を提示する等、計画内容をより分かり易くする取組を進めるべきである。

社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会においては、次期重点計画のあり方について調査審議を進めてきたが、来年度の概算要求等に次期重点計画の策定が盛り込まれることから、ここにこれまでの議論をとりまとめ、提言を行うものである。

なお、次期重点計画の検討にあたっては、

- ・ 現在、策定作業が進められている国土形成計画との調和
- ・ 経済財政運営の中期の方針である「日本経済の進路と戦略^{*1}」との整合

*1 平成19年1月25日閣議決定。

に留意するとともに、道路については、「道路特定財源の見直しに関する具体策^{*2}」において、19年中に、今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画を作成するとされていることから、引き続き、その検討と連携を図ることが必要である。

*2 平成18年12月8日閣議決定。

1. 社会資本整備重点計画の意義と評価

(1) 社会資本整備重点計画の基本的考え方

重点計画は、国民生活・産業活動の基盤を形成する社会資本の整備について、①従来の9つの事業分野別の公共事業関係長期計画^{*3}を統合するとともに、②計画内容も、造る側からみた「事業費」から、政策目標の実現によって「国民が享受する成果」に転換し、併せて、③事業評価の厳格な実施等の社会資本整備を効果的かつ効率的に実施するための取組の方向性を示す5カ年の計画であり、現行の重点計画は、平成15年10月10日に閣議決定されている。

このように重点計画は、国の公共投資の大宗を所管する国土交通省等の行う社会資本整備について、計画期間中、どのような視点に立ち、どのような分野に重点をおいて事業を行おうとするのか投資の方向性を明確に示し、それによって国民生活、国民経済にどのような効果が期待されるのか、限られた財源を有効に活用するため、事業の推進に際してのコストの縮減や事業評価をどのようにしていくのか等について、国民の視点に立って説明をし、理解を得ようとするものとなっている。

社会資本整備は、それ自体が目的とされるべきものではなく、一定の政策目的を達成するための手段であり、場合によっては他の政策手段との組合せによって所期の効果を発揮しようとするものである。各分野の社会資本整備が、どのような政策目的を達成するために行われるのか、どのような効果を期待しているのかを明らかにすることは極めて重要であり、こうした取組をさらに強化すべきものと考えられる。

(2) 現行の重点計画のフォローアップ

- ① 現行の重点計画の計画期間中の公共事業予算は、「構造改革と経済財政の中期展望^{*4}」に従い、平成14年度以降、厳しく抑制されてきた。こうした中で、現行の重点計画は、限られた予算の中で重点的、効果的かつ効率的な社会資本整備を推進するための指針として機能してきたものと考えられる。
- ② 現行の重点計画に定められた重点目標については、毎年度、政策評価を行うこととされており、15の重点目標の達成状況を示す35の

*3 道路、交通安全施設、空港、港湾、都市公園、下水道、治水、急傾斜及び海岸の各5カ年計画。

*4 平成14年1月25日閣議決定。

指標^{*5}について、達成状況を定量的かつ客観的に把握し、P D C A^{*6}サイクルによるマネジメントが行われている。また、計画部会においても、その評価結果について、客観的に見て妥当であるかどうか、対策が十分であるかどうか等の観点から、フォローアップのための審議を行っている。

平成19年度の目標値に対し、現行の重点計画策定後の4年間（平成15～18年度）の進捗がどうなっているか、具体的にみてみると、
A：指標の実績値が目標達成に向けた成果を示しているもの 85%
B：指標の実績値が目標達成に向けた成果を示していないもの

12.5%

C：公共事業以外の自然条件等の変化によりその達成が事実上影響されるため指標の実績値が目標達成に向けた成果を示しているか、判断できないもの

2.5%

となっており、これまでのところ、現行の重点計画に掲げられた指標の達成状況については、概ね順調に推移していると評価できる。

③ また、P D C Aマネジメントによる評価結果を踏まえ、目標の実現に向けた効果の発現が遅れている部分を重点的に分析し、これに対する施策を検討して、施策の改善に反映する等の取組が行われている。こうした取組としては、

- 「旅客施設、道路、建築物及び住宅のバリアフリー化の割合」の実績を踏まえたバリアフリー新法（ハートビル法・交通バリアフリー法の統合、施策の拡充）に係る取組
- 「多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率」の実績を踏まえた耐震改修促進法の改正等に係る取組
- 「環境基準達成のための高度処理人口普及率」の実績を踏まえた下水道法の改正による高度処理共同負担事業の創設等に係る取組等へ結実しており、重点計画の考え方の一つの成果として位置付けられる。

*5 重点計画のフォローアップは、35指標のうち国土交通省所管に係る34指標を対象としている（1指標は警察庁所管）。

*6 目標設定（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→反映（Action）。

2. 次期重点計画において対応すべき課題

次期重点計画において取り組むべき政策課題は非常に多岐にわたるが、現在の経済社会・国土を取り巻く大きな変化を踏まえた以下の対応が必要である。

(1) 人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展に対応した投資の推進

我が国は、人口減少社会の到来という歴史的な転換点に立っている。

我が国の将来の人口動向は、他の先進主要国と比較しても、急速に減少と高齢化が進行し、労働力人口の減少とそれに伴う経済活力の低下、特に人口減少・高齢化の著しい地方部の地域活力の低下、社会保障費の増大等による財政状況の硬直化、高齢者単独世帯の増加等の多方面にわたる課題が顕在化する。特に団塊ジュニア世代が退職期を迎える30年後には、生産年齢人口が大きく減少し、新規投資が極めて限られてくるおそれがあることを考慮しなければならない。

このため、

- ① これまでのような人口増を前提とした様々な政策を見直すことも必要であり、例えば、拡散型都市構造^{*7}から集約型都市構造^{*8}への転換
- ② 高齢者・障害者等の社会参加による活力ある社会を実現するため、国民意識の向上に向けた取組も踏まえつつ、施設のバリアフリー化や、男性・女性がともに安心して子育てができる環境の充実等が必要である。

(2) 東アジア地域の成長へ対応しつつ地域の活力を高める投資の推進

我が国経済を中長期的に新たな成長へと引き上げていくためには、経済成長が著しい東アジア地域の活力を積極的に受け止め、取り込んでいくことが不可欠である。一方、東アジア地域では、我が国との間で生じている人流・物流の爆発的な伸び、生産ネットワークの高度化、交通ネットワーク構造の大きな変化やコンテナ船・国際海上コンテナの大型化等の環境変化等に対応した空港・港湾・高速道路といった社会資本の整備・機能強化が急速に進められており、既に我が国の社会資本が有する規模・機能を凌駕し始めている。このような状況の中で我が国の存在感を確保し、さらに高めていくためには、国際競争力の強化、東アジア地

*7 公共公益施設や大規模商業施設等、都市の中心的機能を果たすべき施設が都市の郊外部に移転・立地し、都市中心部が中心性を失った都市構造。

*8 都市機能の集積を促進する拠点（集約拠点）と都市圏内のその他の地域が公共交通ネットワークで有機的に連携した都市構造。

域との連携・交流の深化に必要な社会資本の充実が急務である。

その一方で、人口減少と高齢化が急速に進展する地方部においては、地域活力の低下が懸念されている。地方圏では総人口の減少に先がけて人口減少に転じ、また、地方圏内部でも、地域ブロックの中核的な機能を担う都市に人口が集中する傾向が見られる。このような状況の中、地域が活力を取り戻し、自立していくためには、東アジア地域との直接連携を通じた活力向上や、地方中小都市等のコミュニティの弱体化、公共交通サービスの低下への対応が急務となっている。

このため、

- ① 大都市圏拠点空港やスーパー中枢港湾、国際物流に対応した道路網といった、我が国と東アジア地域や世界を結ぶアジアのゲートウェイ機能や国際交通拠点機能の充実・強化
- ② 都市機能の高度化及び居住環境の向上を図るため、民間活力による都市開発の支援等の都市再生
- ③ 地域ブロックの自立的な発展に向け、地域ブロックと東アジア地域の直接交流や地域ブロック相互間の交流の促進を図るための道路・港湾・鉄道等の幹線交通の整備等、総合的な交通ネットワークの形成
- ④ 生活圏レベルにおける生活の利便性向上や交流を通じたにぎわいの確保、地域公共交通の活性化・再生、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成に向けた取組等、「選択と集中」による地域の活性化等を推進することが必要である。

なお、中山間地域等においては集落の衰退や消滅も懸念されており、こうした地域における社会基盤をどのようにしていくのか、投資の効率性等の観点と最低限度の生活水準の確保、環境保全や国土の管理等の観点を踏まえた検討が必要である。

(3) 増大する災害リスク等に対し、安全・安心な社会を形成する投資の推進

近年の自然災害の増加やその激甚化、質的变化、事故の多発化等を背景に、災害リスクの増大が懸念されている。特に自然災害については、首都直下地震や東海地震といった大規模地震発生の切迫性が指摘されているほか、地球温暖化に伴う気候変動等の影響による集中豪雨等の増加や海面上昇、異常渇水の増加等の傾向が今後も続くことが予測されている。また、高齢化等の経済社会の変化に伴い、災害時要援護者の増加や水防団員の減少など地域の防災力の低下等も懸念されている。

このため、

- ① 甚大な被害が切迫して予測される大規模地震・水害等への予防的対応
- ② 甚大な被害が発生した地域を再び被災させないための対策
- ③ 防災・災害情報の提供や避難訓練の実施、安全な土地利用への誘導等のソフト施策との連携

を重視し、人命被害を生じさせぬよう、また、被災した場合も国民生活や経済社会活動に深刻な影響を生じさせないように守るべき地域・機能を明確にした計画的・戦略的な防災・減災対策を実施することが必要である。

なお、陸・海・空の交通に関する安全を確保するため、大きな被害を及ぼす恐れのある大規模事故やテロの未然防止や被害軽減に向けた取組も引き続き推進する。

(4) 環境や美しい景観の形成等に対する投資の推進

地球温暖化の進行により地球規模での生態系の劣化や、経済社会活動による地球環境への負荷の増加等の課題が顕在化している。特に平成20年度から京都議定書の第1約束期間が始まるとともに、平成19年6月に開催されたハイリゲンダム・サミットにおいて世界全体の温室効果ガスの排出量を2050年までに現状から半減することを真剣に検討するとされる等、地球温暖化の防止や循環型社会の構築、自然環境の保全・再生等、環境への国民的な関心が高まっている。さらに美しい景観や文化、誇りの持てるまちづくり・地域づくり、魅力ある観光地づくりに対する国民の要請の高まりもみられている。

このため、

- ① 交通流対策等の排出源対策と都市緑化等の吸収源対策の連携によるCO₂の削減等地球温暖化の防止のための取組
- ② 水・緑豊かで潤いや景観、文化、観光交流等に配慮した環境整備
- ③ 集約型都市構造への転換や公共交通の利用促進等の一体的取組による環境負荷の小さい快適で安全な都市・地域づくり等を進めていくことが必要である。

(5) 社会資本ストックの老朽化等への対応

高度経済成長期を通じて社会資本が着実に整備されてきた結果として一定のストックが蓄積されてきたが、建設後の年数が経過するにしたが

って、今後、老朽化したストックが急速に増加していく^{*9}という課題が顕在化しており、維持管理の重要性が益々高まっている。また、経済社会の変化や科学技術の進展、地球温暖化による自然条件の変化等に伴い、既存の社会資本ストックの中には、機能更新がなされなければ陳腐化、機能喪失が進み、社会の要請に応えられなくなることも危惧されている。

これから厳しい財政状況の中、限られた予算で成長力の確保と豊かな国民生活を実現していくためには、総合的なコスト縮減を図りつつ、今までに蓄積された膨大な社会資本ストックについて必要なものを徹底的に活用していく必要がある。このため、既存施設の改善という視点から質的向上を図るために行う改良再生、定期的な点検等に基づいて、損傷が軽微な段階から対策を行う予防保全の考え方方に立った計画的・効率的な維持管理や更新を、今まで以上に重視しなければならない。また、コスト縮減への取組や技術開発等により、増大が必至の状況にある維持管理や更新費用をできる限り節約し、これから真に必要になる新たな社会資本整備に的確に対応していく必要がある。

このため、

- ① 施設が、常に十分な機能を発揮できる状態にあるとともに、施設の計画・調査からその使命を終えるまでの間の総投資額（ライフサイクル・コスト）を最小とするため、施設の維持管理や更新の時期や優先度等に関する維持管理計画の策定や地方公共団体を含めた体制構築等、計画的な社会資本の管理・運営（アセット・マネジメント）の実施
 - ② 施設の耐用年数経過時等においては、進展する情報通信技術の活用を図りながら社会から要請される様々なニーズに対応した適切な機能向上も含めた更新の実施
 - ③ 施設の点検・検査技術や評価手法の高度化、更なるコスト縮減につながる工法の開発等、維持管理や更新に係る技術の開発やそれを広く普及・定着させていく取組
- を進めていく必要がある。

なお、社会資本は、長期にわたって存在し、その効果を発揮していく必要があることにかんがみ、被災によってその機能を喪失した施設を再建する場合等、長期間にわたる社会資本の管理における施設管理者のリスクの負担のあり方について、今後、検討していくことが必要である。

*9 例えば、建設後50年を経過する道路橋梁の割合は、平成18年度には約6%に過ぎないが、10年後の平成28年度には約20%、20年後の平成38年度には約47%まで上昇する。

(6) 情報通信技術の急速な進展を活かしたイノベーションの推進

平成12（2000）年に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）が制定されて以降、我が国のICT^{*10}基盤は急速な整備が進み、平成17（2005）年におけるインターネット利用人口は約8,529万人、携帯電話加入者数は約9,179万契約に達する等、最早、ICT先進国といっても過言ではない。

また、ICTは、時間と距離を超越することにより地理的・空間的制約を克服し得る非常に大きなポテンシャルを有するとともに、技術革新のテンポが非常に速く、短期間に既存の社会構造や国民生活を大きく変貌させる可能性を秘めている。こうしたICT基盤を最大限に活用し、イノベーション^{*11}の力により我が国経済に新たな活力を取り入れ、人口減少の局面においても安定した経済成長を図ることが極めて重要な課題となっている。

社会资本整備の分野においても、システムの安全性・安定性を確保しつつ、様々な主体が多様な応用に使え、イノベーション創出のための汎用性の高い共通基盤を構築することで、個々の主体が個別に取組を行うよりも遙かに低廉な社会的費用で我が国経済社会の幅広い分野においてイノベーションを次々に生み出すことが可能である。

このため、

- ① 位置に関する情報を含んだ情報の幅広い共有化や高度な活用を可能とする、地理空間情報基盤の整備
- ② 電子タグやセンサーの設置、ICカードの高度化やITS^{*12}の推進等を通じ、あらゆる場所、ヒト、クルマ、モノと情報を結びつけ、現在の位置や状況を自動的に把握することを可能とする基盤の整備
- ③ 大容量データの安定かつ迅速な伝達を可能とする光ファイバ網や無線網など、国土交通省が保有している全国を網羅するネットワーク基盤の利活用の促進

等、社会资本と一体となってその効果を増大させる事業を、新たな共通基盤として推進していく必要がある。

なお、これらの課題は相互に関連し合っていることに留意しなければならない。

*10 ICT:Information and Communication(s) Technology の略。情報通信技術。情報（コンピュータ）・通信の工学及びその社会的応用分野の技術の総称。今日では各種情報の収集・加工・発信などに不可欠なものとなっている。ほぼ同義語としてIT(Information Technology)が用いられることがある。

*11 技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

*12 ITS:Intelligent Transport Systems の略。高度道路交通システム。道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上等を目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムの総称。

3. 次期重点計画の基本構成

(1) 次期重点計画策定にあたっての基本的視点

既に述べたように、重点計画は、取組むべき政策課題とその解決のために、重点的に投資を行う社会資本分野、達成を期する目標と投資の効果を 국민に分かり易く説明する役割を担っている。

社会資本整備は、本来、長期間を要するものであり、5年間の計画期間内に概成するものは必ずしも多くない。したがって、次期重点計画においても、現行の重点計画の重点目標分野^{*13}とこれに対応した重点目標^{*14}、5年間で達成すべき指標等の骨格は維持することが望ましい。

一方で、我が国の経済社会を取り巻く変化への対応や、国民に対する説明力を向上させ、より分かり易い計画内容とする必要性等を踏まえ、以下のような改善を行うべきである。

- ① 計画期間を超えて長期にわたる社会資本整備を通して実現を目指すべき経済社会等の姿を示すこと。
- ② 重複する施策の多い重点目標分野を整理するとともに、経済社会等の変化に対応した新たな重点目標の設定等を行うこと。
- ③ 緊急性を有する事業に係る指標を明らかにし、早期に概成させることを明確にすること。
- ④ 事業や施設間での連携による横断的指標の充実等、より身近で分かり易い指標に改善すること。
- ⑤ 国民の要請が強い事業の効率的執行に係る政府の取組について、具体的かつ明確に提示すること。

具体的な改善内容等について以下に詳述する。

(2) 将来の経済社会の具体的な姿の提示

社会資本整備は、5年程度の間で概成するものは少なく、より長期にわたって事業が行われることによって最終的な姿を現すものが多い。したがって、5年間の指標に加えて、国民の視点に立った分かり易い目標を提示するとの観点から、実現を目指す将来（概ね10年後）の経済社会の姿について、国民や利用者の視点に立って具体化した分かり易い記述を加えることが適切である。次期重点計画の社会資本整備によって実現を目指す姿として、例えば、三大都市圏等と東アジア主要都市との間

*13 「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」の4つを設定している。

*14 「少子・高齢社会に対応したバリアフリー社会の形成等」の15の重点目標を設定している。

の「日帰りビジネス圏」を拡大するとともに、日本全国と東アジア主要都市との間の「貨物翌日配達圏」を拡大し、アジアのシームレス化を実現すること、阪神・淡路大震災級の大規模な地震が起きても役所、病院、介護施設、橋梁、下水管きょ等が被害を受けず、都市の中核的機能が維持されている等の社会を目指とすること等が考えられる。

(3) 現行の重点目標分野の整理

- ① 人口減少が進む中で我が国経済を新たな成長へと引き上げていくためには、経済全体の生産性を大幅に向上させる取組を充実・強化していくことが重要であり、これまでよりも成長力の強化と地域活力の向上に資する「活力」をより重視した社会資本整備を進める必要がある。このため、重点目標分野の1番目に「活力」を位置付けるとともに、指標の充実を図るべきである。
- ② 急速に進展しているＩＣＴを社会資本に利活用することで、既存の社会資本の効用を飛躍的に向上させることができる。あるいは、老朽化する社会資本に対して十分な維持管理を行わず、そのまま放置することは、当該社会資本を利用して行われる様々な活動に支障を及ぼすだけでなく、国民生活の安全・安心の観点からも看過できない。このように、社会資本整備の各分野にわたって横断的に取り組むべき課題については、新たに「横断的な政策課題」を設けるべきである。
- ③ 政策評価と予算・決算の連携強化に向けた取組の中で進められている政策評価体系の見直しにおいて、多くの施策が生活環境の改善、自然環境の改善のように類似する目的、手段等を有している「暮らし」と「環境」を、「暮らし・環境」に統合することとされている。次期重点計画においても、この体系と整合させることが適当である。

以上を踏まえ、次期重点計画の重点目標分野及びその順序は、現行の重点計画の4つの分野を基本としつつ、「活力」、「安全」、「暮らし・環境」及び「横断的な政策課題」とすべきである。

(4) 現行の重点目標の整理と新たな重点目標の設定

重点目標分野の整理に伴い生活環境の改善や自然環境の改善等の類似する重点目標を統合することにより、現行の重点計画の15の重点目標

を10に整理^{*15}するとともに、経済社会の変化に伴う新たな政策課題へ対応するため、新たに以下の4つの重点目標の設定を検討すべきである。

① 「ハード対策と一体となったソフト対策による被害の軽減」

気候変動等による災害リスクの高まりや厳しい財政状況の中、ハード対策のみでは、早期に防災安全度を向上させることが難しくなっていることを考慮し、減災の視点も踏まえつつ、災害が発生した場合の被害の軽減を図るための情報提供、ハザードマップの整備、避難訓練等のソフト対策を、ハードの対策と併せて実施することによって、施設の機能をより効果的に発揮させていくことが重要である。このような観点から「ハード対策と一体となったソフト対策による被害の軽減」を、「安全」分野の新たな重点目標に位置付ける。

② 「良好な景観の形成」

美しい景観等に対する国民の要請の強まりを背景とした良好な景観の形成は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造、地域の自然、歴史、文化といった個性や特色の伸長と地域を愛する心を育成し、観光等地域間の交流の促進を通じて地域の活性化に大きな役割を担う。このため「良好な景観の形成」を、「暮らし・環境」分野の新たな重点目標に位置付ける。

③ 「ＩＣＴによる社会資本の高度化」

現在、ＥＴＣ^{*16}の普及により渋滞解消等に絶大な効果が上がっているように、社会資本整備におけるＩＣＴ化を推進することにより、交通の円滑化、安全・安心の確保、地域活性化などの様々な分野においてイノベーションを同時に推進させ、かつ、社会資本の整備や維持管理についても最大限に効率化させることが可能となる。このため、「ＩＣＴによる社会資本の高度化」を「横断的な政策課題」分野の新たな重点目標に位置付ける。

*15 現行の重点計画に位置付けている「水・緑豊かで美しい都市生活空間等の形成等」、「良好な居住環境の形成」、「都市の大気環境及び騒音等に係る生活環境の改善」、「良好な自然環境の保全・再生・創出」及び「良好な水環境への改善」の5つの重点目標を「良好な生活空間・自然環境の形成」に、「国内幹線交通のモビリティの向上」及び「地域間交流、観光交流等を通じた地域や経済の活性化」の2つの重点目標を「地域活力の向上」に整理している。

*16 ETC: Electronic Toll Collection System の略。ノンストップ自動料金支払いシステム。有料道路における料金所渋滞の解消、キャッシュレス化による利便性の向上、管理コストの節減等を図るために、有料道路の料金所で一旦停止することなく無線通信を用いて自動的に料金の支払いを行うシステム。

④ 「計画的・効率的な維持管理や更新の推進」

高度経済成長期に整備された社会資本が今後、急速に老朽化し、あるいは機能の面で社会の要請に応えられなくなっていくことが必至であり、維持管理や更新費用の増大が見込まれる中、必要な社会資本ストックの徹底的な活用を推進するため、「計画的・効率的な維持管理や更新の推進」を「横断的な政策課題」分野の新たな重点目標に位置付ける。

(5) 緊急性を有する事業の明確化

国民生活や産業活動の基盤を形成する社会資本は、本来、その整備に長時間を要するものであるが、厳しい財政状況の中で地域活力の向上等の課題に対応していくためには、社会資本の本来の機能・効果を早期かつ十分に発現させるとともに、関連する民間投資を誘発・促進させることが不可欠である。次期重点計画においては、更なる重点投資を行う観点からも、特に緊急性を有する事業について早期に概成させることを明確にするべきである。このような観点から、「国際公約や閣議決定に準ずる位置付け」があり、かつ、「概ね10年間に早急に概成させる必要がある事業」を明確に位置付けていくことが重要である。

具体的には、次の分野のうち特に必要な事業を厳選して概ね10年後の概成を明らかにし、投資の重点化を図ることを政府の意思として明確にすべきである。

① 「国際競争力の強化」と「地域活力の向上」において緊急性を有する事業

国際競争力の強化と地域活力の向上は現内閣の最重要課題の一つに位置付けられている。

国際競争力については、我が国が今後も持続的な成長を維持していくため、東アジア地域の成長や活力を取り込んでいくことが求められており、陸・海・空にわたる総合交通体系や我が国がアジアの成長センターとして機能するための基盤の整備が必要である。このため、「国際競争力の強化」の中で、例えばアジアのゲートウェイとなる国際港湾、国際空港及びこれらと都市を結ぶ道路・鉄道の整備や迅速で継ぎ目がなく（シームレス）かつ低廉な人流・物流体系の実現等を位置付けるべきである。

地域活力の向上については、特徴の異なる複数の地方ブロックが自らの地域の役割と比較優位を見定める等の視点を持ちながら、自立的に発展していくための努力を支援することが必要である。このため、

「地域活力の向上」の中で、例えば地域間交流のための交通基盤の充実等を位置付けるべきである。

② 「災害に強い国土づくり」において緊急性を有する事業

国民生活の基盤となる安全・安心の確保は、政府の基本的な責務の一つである。

大規模地震発生の切迫性が高まる中、今後10年間で死者数、経済被害額を半減するとした「首都直下地震の地震防災戦略^{*17}」等を踏まえた地震防災対策が進められている。このため、「大規模な地震、火災に強い国土づくり等」の中で、例えば生命・財産・生活を保全する住宅等の耐震化、災害発生時の避難、支援活動、経済社会活動を確保する公共施設の耐震化等を位置付けるべきである。

また、気候変動による集中豪雨の頻発や海面上昇等、水害等に対するリスクが高まっている。このため、「水害等の災害に強い国土づくり」の中で、国民の生活や経済社会活動に深刻な影響を生じさせないよう守るべき地域・機能を明確にした計画的・戦略的な防災・減災対策等を位置付けるべきである。

③ 「子育て支援、バリアフリー社会の形成」において緊急性を有する事業

「子どもと家族を応援する日本重点戦略」等、本格的な少子化へ対抗して「すべての子ども、すべての家族を大切に」する取組を推進するとともに、急速な高齢化の進展の中で活力ある社会を実現するため、高齢者等の社会参加を進めていくことが求められている。このため、「少子・高齢社会に対応した子育て環境、バリアフリー社会の形成」の中で、例えば子育て環境の充実やバリアフリー新法に基づく施策の充実・強化等を位置付けるべきである。

④ 「地球温暖化の防止」において緊急性を有する事業

次期重点計画の計画期間が、国際公約でもある京都議定書の第1約束期間と重なることから、その目標の達成に向け、施策を充実・強化していくことが求められている。具体的な事業については、平成19年度中に策定される新たな京都議定書目標達成計画と整合が図られたものとする必要があるが、「地球温暖化の防止」の中で緊急性を有する事業を位置付けるべきである。

*17 平成18年4月21日中央防災会議決定。

(6) より分かり易い身近な指標への改善

重点計画に位置付ける指標は、P D C A サイクルの充実・強化の観点から重点目標の達成度合いを計測できるものであるだけでなく、国民の視点に立った分かり易いものであることが重要である。このため、複数の事業や施設間での連携による横断的指標の充実や身近な変化・改善を実感し得る指標の導入、ハード対策と一体となったソフト対策の指標の導入により、国民の視点に立った分かり易い指標に改善することが必要である。なお、現行の重点計画の指標については、公共事業以外の自然条件等の変化によりその達成が事実上影響されるもの^{*18}や前提条件が変化しているもの^{*19}等について見直しを行すべきである。

① 事業や施設間での連携による横断的指標の充実

事業や施設間で連携することは、厳しい財政状況の中で社会資本全体の利便性を向上させるものである。同時に、社会資本整備に対する国民の理解を深め、より国民にとって分かり易い形で事業を進める等の観点からも、複数の事業や施設間での連携による横断的な指標を充実させることが必要である。このような指標として、例えば、鉄道駅とその周辺道路等地域におけるバリアフリー化の割合、河川事業と下水道事業の連携による床上浸水を緊急的に解消すべき戸数等が挙げられる。

② 身近な変化・改善を実感し得る指標の導入

地域ごとに実情が異なるため、国民は、全国指標だけでは社会資本整備の効果を実感し難い。このため、別途、策定する地方ブロックの社会資本の重点整備方針において、地方ブロックの特性に応じた独自指標を設定する等、社会資本整備の成果がより身近に意識されるような工夫を進める。その際には、指標を適切に設定し、地域が自主性を発揮してその特色に応じた事業や施策の選択を可能とする必要がある。このような指標として、例えば、地域ごとに整備水準が異なる汚水処理に関する指標等が挙げられる。

③ ハード対策と一体となったソフト対策の指標の導入

新たな重点目標として「ハード対策と一体となったソフト対策によ

*18 例えば「湾内高潮等発生期間の短縮」。

*19 例えば、過去10年間の被災家屋を対象としている「床上浸水を緊急に解消する戸数」は、現行の重点計画では平成4～13年度の被災家屋が、次期重点計画では平成9～18年度の被災家屋が対象となる。

る被害の軽減」を盛り込むこととしているが、これを実現するため、ハード対策と一体となったソフト対策の具体的な指標の設定について検討することが必要である。例えば、治水関連施設の整備を踏まえたハザードマップを作成・活用すること等の指標が考えられる。

次期重点計画に対する以上の考え方を踏まえ、現時点までに国土交通省で検討されている「重点目標分野」や「重点目標」、「指標」等を参考として「別表」のとおり添附する。今後、政府は、次期重点計画の具体化までの間に、緊急性を有する事業の精査や将来の経済社会の姿の提示、分かり易い指標への改善等について、さらに検討を深めるべきである。

（7）重点的、効果的かつ効率的な社会資本整備に向けた取組の充実

社会資本は、多面的な効果があり、現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤であることから、経済性にも配慮しつつ、公共事業の構想・計画段階から維持管理までを通じて、投資に対して最も価値の高いサービスを提供（VFM^{*20}最大化）するべきであり、以下のような取組を積極的に展開していくことが重要である。

① 公共事業の構想段階における計画策定プロセスの透明性・公正性の向上

社会資本整備を効果的、効率的に進めるためには、住民参加の取組により事業に対する住民等の理解と協力を得るとともに、透明性、公正性を確保することが重要である。これまでも「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」等を策定し積極的に取り組んできたが、昨今の財政状況や国民の価値観の多様化、環境意識の高まり等の中、これまで以上の説明責任が求められている。

このため、公共事業の構想段階において、住民を含めた多様な主体の参画を推進するとともに、計画案に対する、社会面、経済面、環境面等の様々な観点からの総合的な評価のあり方等を検討し、これらを新たにガイドライン等で明確に位置づけた上で、積極的な取組を実施する。こうした取組により、公共事業の構想段階における計画策定プロセスの透明性・公正性のさらなる向上を図るべきである。

*20 Value For Money の略。

② 事業評価の厳格な実施

新規事業採択時から事業完了後までの各段階において、事業評価は着実に実施されているが、費用便益比（B／C）と貨幣換算困難な効果による総合的な評価の客観性の向上を図るため、CO₂削減効果や人命価値等を貨幣換算する手法を検討するなど、第三者機関を活用し、最新の知見に基づく評価手法の高度化を図る。また、今後、新規事業採択時と事業完了後それぞれの段階で行われた評価結果が蓄積されていくことから、完了後の事後評価結果を、第三者機関も活用して、新規事業の計画・調査のあり方や評価手法の不斷の見直しに反映させるなど、効率的な事業実施のためのP D C Aサイクルを徹底する。これらの取組により、事業評価の厳格な実施による社会資本整備の一層の効率化、重点化を図るべきである。

③ コスト構造改革の推進

平成15年に策定した公共事業コスト構造改革プログラムでは、平成19年度までの5年間で15%の総合コスト縮減率の達成^{*21}を目標としているが、国土交通省としては、平成17年度までに約9.9%の縮減を達成したところである。現行のプログラムの目標期間終了後の平成20年度以降も、これまでの取組を継続し、新たなプログラムを策定していくべきである。

その中で、VFM最大化の観点から進めてきた事業の迅速化による便益の早期発現等のこれまでの取組に加え、新たにアセットマネジメントの導入により施設を延命化しライフサイクル・コストを縮減する取組を充実させるなど、これまで総合的なコスト縮減に反映していない取組も可能な限り総合的なコスト縮減の目標として取り込むべきである。

また、構想段階からの合意形成の促進などコスト換算が難しい取組についても、その進捗状況をフォローアップしていくべきである。

④ 公共調達の改革と新しい建設生産システムの構築

価値の高い良質な社会資本を国民に提供するとともに、相次ぐ談合事件に対応して国民の信頼を回復するためには、職員等に対してコンプライアンス（法令遵守）意識の徹底を図るほか、公共調達の改革を推進し、入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹

*21 工事コストの縮減に、規格の見直しによるコストの縮減、事業のスピードアップによる便益の向上及び将来の維持管理費の縮減を加え、評価したもの。

底、不良不適格業者の排除、公共工事の適正な施工を確保することが重要である。

具体的には、価格と品質が総合的に優れた調達を実現するための総合評価落札方式のより一層の拡充^{*22}と金融機関等の与信審査を経て発行される入札ボンドの活用等による不良不適格業者の排除の徹底等を行いつつ、地域経済や行政コストへの影響も勘案しながら、一般競争方式の対象の計画的な拡大^{*23}を図るべきである。なお、入札契約制度の不断の見直しを図るとともに事業者等に対するペナルティの強化も必要である。

さらに、一般競争入札の下で質の高い調達を確保するため、発注者・設計者・施工者間の情報共有等、施工プロセスを通じた検査の導入、工事成績評定の充実及び企業の技術力を重視した格付制度・入札参加要件の導入等により、対等で透明性の高い新しい建設生産システムへの転換を図るべきである。

なお、極端な低価格受注は、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことから、入札の競争性を確保する一方で、総合評価落札方式の適切な運用や低入札価格調査の厳格な実施等を図るべきである。

⑤ 価値の高い社会資本整備に向けた技術開発の推進

第3期科学技術基本計画においても社会基盤分野の技術開発が位置づけられ、特に維持更新については重点投資の対象とされている。

また、政府の長期戦略指針である「イノベーション25」において、持続可能な経済成長のために、技術開発、社会制度の改革によるイノベーションが不可欠とされており、社会資本の整備においても、イノベーションの実現によりその成果を社会・国民に還元していくことが強く求められている。

このため、民間の新技術の開発を一層推進・支援するための公共工事における新技術の評価・活用システムの構築等、産学官や異分野間の連携を深め、技術開発を推進していく仕組み・体制の一層の充実を図る必要がある。これにより、イノベーションを促し、更なるコスト縮減や事業の迅速化、維持管理の高度化等による、一層、価値の高い社会資本の整備を実現すべきである。

*22 國土交通省では、平成19年度に金額ベースで9割相当以上を目標に実施。

*23 國土交通省では、平成19年度に予定価格1億円以上まで、平成20年度中に6,000万円以上の工事に拡大。

⑥ 民間能力・資金の活用

社会资本整備への民間の能力・資金の活用に関しては、民間事業者に行わせることが適切なものについてはできる限りその実施を民間事業者にゆだねるとの方針のもとに、これまで官庁庁舎、公営住宅、駐車場等についてPFI^{*24}の導入を進めてきたほか、管理・運営についても、民間事業者への委託を拡大してきたところである。この中でPFIについては、必要な契約プロセスの理解不足、事業の進捗状況を的確に確認するモニタリングの手法・体制が十分確立されていないなど、発注者が抱える課題が明らかになってきたが、事業期間全体のコストが低減でき、将来の管理コストが確定できるなどの利点がある。

今後、既存のストックの老朽化に伴う管理コストの増大等の課題に対応しつつ質の高い公共サービスを提供するため、民間の能力・資金の活用により効率的かつ効果的に実施できる適切な事業分野において、PFIを一層推進するとともに、既存の公的施設の管理・運営についても外部委託（アウトソーシング）等をさらに推進すべきである。そのため、PFIの実施に関しては、財務面を含め発注者のPFI事業実施に係る能力を一層向上させるとともに、契約プロセスや契約書類の簡素化・標準化など発注に係る負担軽減や、より効果的なモニタリングの手法・体制の確立等が図られるべきである。

また、地域住民、NPO、民間企業等が、一種の社会貢献活動として行う社会资本の管理等への参画についても、さらに促進することが重要である。

*24 PFI:Private Finance Initiative の略。民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備を行う手法

4. 国土形成計画の実現に向けた社会资本整備重点計画の推進

(1) 国土計画と「車の両輪」としての社会资本整備

新たな国土計画として、国土形成計画の「全国計画」及び「広域地方計画」が、今後、策定されることとなる。

国土形成計画（全国計画）の中間とりまとめ等においては、人口減少・高齢化の下でも質の高い公共サービスが提供されるとともに、急速に成長を遂げる東アジア地域との関係を視野に入れながら、個性と魅力ある国土・地域を構築することとされた。

次期重点計画は、国土形成計画において示される方向性や地域戦略を実現するための最も重要な政策手段を定めるものであり、国土形成計画との、まさに「車の両輪」として機能することを念頭において策定することが必要である。

(2) 地方ブロックの社会资本の重点整備方針の策定

現行の重点計画に基づき地方ブロックの社会资本の重点整備方針を策定し、各ブロックごとに社会资本整備を進めてきたところであるが、例えば中部国際空港の開港や首都直下地震の被害想定等、計画期間中に各ブロック内で生じた経済社会や自然条件の大きな変化を踏まえた見直しが必要である。

特に、国土形成計画において、「全国計画」に加え地域の自立性・多様性を重視する「広域地方計画」が各地方ブロックの主導で策定されることを踏まえ、車の両輪である重点計画においても、各ブロックにおいて、独自性を発揮しながら、「広域地方計画に示される地域戦略」等を実現するための社会资本整備を進めることの重要性は益々高まっている。

こうしたことを踏まえ、次期重点計画において示される重点目標や各ブロックごとの状況変化、特性を踏まえつつ、各地方支分部局が、地方公共団体や地方経済界、有識者等と一体となって社会资本の整備に係る重点目標や事業等に関する検討を行った上で、地方ブロックの新たな社会资本の重点整備方針をとりまとめるべきである。

最後に

計画部会は、次期重点計画の策定に向け、平成17年4月に基本問題小委員会を設置し、これまで9回にわたり調査審議を進めてきたところであるが、次期重点計画の初年度にあたる平成20年度の概算要求等に「計画の策定」が盛り込まれることから、計画部会として、これまでの議論をとりまとめ、提言を行うものである。今後、政府部内での調整を経て、政府より提出される次期重点計画（案）について、改めて計画部会で議論を行う必要がある。

併せて平成20年4月以降は、社会資本整備重点計画法の規定に基づくパブリックコメント及び都道府県の意見聴取手続き、また、必要に応じ、地域ブロック別の懇談会やインターネットを活用した国民へのアンケート等を実施を実施し、十分な国民意見の聴取・反映に努めるべきである。

政府においては、次期重点計画について、以上のような手続きを経て、平成20年夏を目途にとりまとめを行うこととされている。

(参考 1)

社会资本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会
計画部会及び基本問題小委員会 委員等

(計画部会)

○ 浅子の野べ部で出沙村島幡本川田澤文里沙機彦剛英三久高康壽正美周洋浩茂弘
浅い磯井岩岡小金黒黒越白田中富中西松水三宮村廻藻森山内

かずみ
和美
正一郎
雅彦
多加子
弘道
多恵子
成行
純子
良嗣
洸
勝彦
明
真澄
里沙
秀機
文彦
剛
英三
久
高
康
壽
正
美
周
洋
浩
茂
弘
隆

（参考 1）
平成 19 年 6 月 21 日現在
50 音順 ○ は部会長

一橋大学経済研究所教授
国立情報学研究所教授
東京大学大学院教授
成蹊大学教授
三井不動産（株）代表取締役社長
(社) 京都経済同友会常任幹事
(社) 日本環境教育フォーラム理事長
上智大学法科大学院教授
東京大学大学院教授
(財) 計量計画研究所理事長
神戸市立工業高等専門学校長
北海道大学大学院教授
関西大学教授
(株) 宣伝会議編集長
テレビ大阪（株）代表取締役社長
横浜国立大学大学院教授
國學院大學法科大学院教授
読売新聞東京本社論説委員
京都大学大学院教授
住宅金融支援機構副理事長
全日本交通運輸産業労働組合協議会議長
慶應義塾大学教授
淑徳大学教授
日本政策投資銀行地域振興部参事役
政策研究大学院大学教授
一橋大学大学院商学研究科長

（計 26 名）

(基本問題小委員会)

〔平成19年6月21日現在
50音順 ○は委員長〕

(委員等)

○ 浅子 和美
井出 多加子
上村 多恵子
○ 金本 良嗣
黒川 洪
黒田 勝彦
白石 真澄
水山 高久
藻谷 浩介
森地 茂
山内 弘隆

(参考人)

磯部 雅彦
越澤 明
西谷 剛
松尾 友矩

一橋大学経済研究所教授
成蹊大学教授
(社)京都経済同友会常任幹事
東京大学大学院教授(航空分野)
(財)計量計画研究所理事長(都市交通・市街地整備分野)
神戸市立工業高等専門学校長(港湾分野)
関西大学教授
京都大学大学院教授
日本政策投資銀行地域振興部参事役
政策研究大学院大学教授(道路分野)
一橋大学大学院商学研究科長 (計11名)

東京大学大学院教授(海岸分野)
北海道大学大学院教授(公園緑地分野)
國學院大學法科大学院教授(河川分野)
東洋大学学長(下水道分野)

(参考2)

社会资本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会
計画部会及び基本問題小委員会の開催経緯

平成17年

4月28日 第4回計画部会

- ・部会長の互選について
- ・社会资本整備に関わる当面の検討課題について

6月13日 第1回基本問題小委員会

- ・小委員会の議事運営について
- ・小委員長の互選について
- ・中間とりまとめに向けた計画部会・小委員会の進め方について
- ・各事業が横断的に対応すべき重点課題について
- ・維持・更新投資について

6月27日 社会資本整備審議会・交通政策審議会合同会議

- ・社会资本整備をめぐる状況と課題について他

7月 6日 第5回計画部会

- ・社会资本整備重点計画のフォローアップについて
- ・中間とりまとめに向けた計画部会・基本問題小委員会の進め方について
- ・各事業が横断的に対応すべき重点課題について
- ・維持・更新投資について

10月14日 第2回基本問題小委員会

- ・新たな社会资本整備重点計画等に向けた論点（案）
- ・社会资本の維持管理・更新投資
- ・公共事業のコスト構造改革
- ・建設コスト構造の分析
- ・「新たな住宅政策に対応した制度的枠組みについて」（社会资本整備審議会答申）と社会资本整備重点計画

12月 8日 第3回基本問題小委員会

- ・新たな社会资本整備重点計画等に向けた論点（再整理）（案）
- ・社会资本整備に係る投資水準について
- ・次期社会资本整備重点計画の今後の検討方向（たたき台案）

平成18年

7月 7日 第4回基本問題小委員会

- ・次期社会资本整備重点計画等に向けた意見の整理
- ・分野別の社会资本整備の現状と今後の取組
- ・社会资本整備に係る投資水準
- ・次期社会资本整備重点計画の今後の検討方向（案）
- ・次期重点計画に向けた審議スケジュール（案）

7月24日 第6回計画部会

- ・社会資本整備重点計画のフォローアップについて
- ・基本問題小委員会等における検討経緯
- ・次期社会資本整備重点計画の今後の検討方向（案）
- ・次期重点計画に向けた審議スケジュール（案）

11月 8日 第5回基本問題小委員会

- ・今後の基本問題小委員会の進め方
- ・国土形成計画の検討状況
- ・分野横断的な検討
- ・地方ブロックごとのあり方

平成19年

2月15日 第6回基本問題小委員会

- ・道路特定財源の見直しに関する具体策（平成18年12月8日閣議決定）
- ・重点目標・指標案についての検討状況（都市・地域整備局所管分野／河川・海岸分野／道路分野／港湾分野／航空分野）

3月22日 基本問題小委員会委員等懇談会

- ・アジア・ゲートウェイ構想への取組について
- ・国際競争力強化のための国土交通省の取組
- ・アジア・ゲートウェイ構想実現に向けた社会資本の整備のあり方

4月23日 第7回基本問題小委員会

- ・次期重点計画において新たに重点目標として取り上げる必要があると考えている事項（今後の維持管理・更新の進め方について／ＩＣＴの利活用によるイノベーションの推進と社会資本整備における対応）
- ・国民の身近になる指標への改善に向けて進めていきたい事項（地方ブロックの社会資本の重点整備方針の枠組みについて／都市規模別の目標・指標の検討について）
- ・社会資本整備の効果的かつ効率的な実施に関する更なる取組みに関する事項（社会資本整備の効率的執行と、国民の理解と協力、信頼の確保について／国土交通省におけるＰＦＩ事業推進への取組）

5月21日 第8回基本問題小委員会

- ・地方ブロックの社会資本の重点整備方針について
- ・次期「社会資本整備重点計画」の策定について（案）

6月21日 第7回計画部会（兼）第9回基本問題小委員会

- ・現行「社会資本整備重点計画」のフォローアップについて
- ・次期「社会資本整備重点計画」の策定について（案）（計画部会とりまとめ）

7月12日 社会資本整備審議会・交通政策審議会合同会議

- ・次期「社会資本整備重点計画」の策定について（報告）他